

グループホーム“悠久”ほたるだ 運営規程
(指定認知症対応型共同生活介護事業所)
(介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団敬仁会が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業並びに介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「本事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって要介護状態又は要支援2状態となった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所の実施に当たっては、介護保険法並びに関係法令を遵守するとともに、その趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者・家族に対し、サービス提供等について理解しやすい説明を行うものとする。また個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 地域や家庭との結びつきを重視し、小田原市、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及びその他の福祉サービスを提供する者並びに保健医療サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業所を行う事業所(以下「事業所」という)の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 グループホーム“悠久”ほたるだ
- (2)所在地 神奈川県小田原市蓮正寺 347-2

(職員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1人 (介護職員・介護支援専門員を兼務。常勤)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)計画作成担当者 2名（共同生活住居ごとに1名配置1名は介護支援専門員の資格を有するもの。2名共介護職員を兼務。常勤。）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、地域包括支援センターや居宅介護支援サービス事業所等の他の関係機関との連絡、調整等を行う。

(3)介護職員 配置基準を満たす数。(日中の時間帯【5:30~21:30】3:1)

(夜間の時間帯 共同生活住居ごとに職員を1名配置)

介護職員は(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は18名とする。

共同生活住居ごとに9名とし、1個室ごとに1名の定員とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の認知症の緩和に努めるとともに、利用者の有する能力及び心身の状態に応じた入浴、排泄、食事、着替え等の日常生活上の介助を妥当適切に行う。
- (2) 利用者が日常生活の中で、それぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活送ることができるよう、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するため、適切な技術を持って行う。
- (3) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動を支援する内容とする。
- (4) 行政機関等への手続きなどの社会生活上の便宜の提供を行う。

(介護計画の作成)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標も達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を利用者毎に作成する。

- 2 介護計画の作成に当たっては、地域活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画の作成に当たっては、作成の段階でその内容を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとし、また利用者へ介護計画を交付する。
- 4 介護計画の作成後において、他の介護職員と連携して実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

(入居・退居に当たっての留意事項)

第9条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2以上の要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号に満たす者とする。

- (1)少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - (2)自傷他害のおそれがないこと
 - (3)常時医療機関において治療する必要がないこと
- 2 入居申し込みの入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申し込み者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申し込み者が入院治療を要する者であること等入居申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえたうえで、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(協力医療機関等)

第10条 入居者の疾病や緊急事態に備えるため、予め協力医療機関を定めておくものとする。

第11条 また、予め、協力歯科医療機関を定めておくように努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っている際に、利用者の病状の急変、その他緊急事態及び事故(以下「緊急事態等」という。)が生じたときは、速やかに主治医または予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 緊急事態等が発生した場合は、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 緊急事態が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 緊急事態が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じるものとする。
- 5 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処するための計画(業務継続計画)を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別途必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。
- 3 事業所は提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守した法人の規定に基づき、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらためて文書により得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を保持する。
- 4 従業者でなくなった後においても、これらの情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、必要な措置を講ずることとする。

- 2 前項の規定による身体的拘束等は、利用者及び利用者家族に説明を行い、文書を取り交わし、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(権利擁護と虐待防止事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：グループホーム長）
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定

期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (3) 人権の擁護・虐待防止のため、従業者に対する研修を年1回以上実施する。
- (4) 利用者及び利用者からの苦情処理体制の整備
- (5) その他、虐待防止のための必要な措置

- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに小田原市に通報するものとする。

（損害賠償）

第18条 事業所は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、速やかにその損害を賠償する。但し、利用者に重過失が認められる場合には損害賠償責任を減ずることができるものとする。

- 2 前項の損害賠償のため、損害賠償保険に加入する。

（衛生管理等）

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、常に衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する。
- (2) 事業所において感染症の予防及び発生の際、又はまん延を防止するため「ガイドブック」「マニュアル」の作成等、必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（家族及び地域との連携）

第20条 事業の実施に際しては、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と家族との交流の機会を確保するように努める。

- 2 地域で暮らし続けることの支援として、利用者がこれまで培ってきた地域社会との関係の継続を大切にする。
- 3 地域との支えあいとして、多様な地域資源の有効活用を図るとともに、事業所で積み上げてきた認知症ケアのノウハウを地域に伝え「地域を支え、地域に支えられる相互関係」を構築するように努める。
- 4 事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア等との連携及び協力関係を図る。
- 5 関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及びその他の福祉サービスを提供する者並びに保健医療サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営推進会議)

第21条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。運営推進会議の運営及び必要事項については、別途定めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため、法人研修、職場内研修、外部における研修への派遣を実施する。

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人社団敬仁会本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

利用料金表（別紙 1）

●施設利用料（1日あたりの自己負担額目安）※地域単価 10.45 円乗じた金額

	単位数	1割負担分 30日換算	2割負担分 30日換算	3割負担分 30日換算
要支援 2	749 単位	782 円	1565 円	2348 円
要介護 1	753 単位	786 円	1573 円	2360 円
要介護 2	788 単位	823 円	1646 円	2470 円
要介護 3	812 単位	848 円	1697 円	2545 円
要介護 4	828 単位	865 円	1730 円	2595 円
要介護 5	845 単位	883 円	1766 円	2649 円

その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

①家賃	月額 50,000 円（1日あたり 1,667 円）
②食費	月額 37,500 円（1日あたり 1,250 円） 朝食 310 円 昼食 420 円 夕食 420 円 おやつ 100 円相当
③共益費	月額 25,000 円（1日あたり 833 円） 保守点検費・定期清掃・消耗器具備品費・車両費
④水道光熱費	月額 21,900 円（1日あたり 730 円）
⑤理美容費	実費 1,900 円～
⑥おむつ代	実費
⑦その他	○日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。 ○退居される際には、復旧する際の原状回復費用が別途掛かります。 ・壁紙 クロス貼り替え ワックス掛け エアコン内部洗浄

- 1 利用等の支払いを受けた時は、その内容を記載した領収証を交付する。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない事業の利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する